

被災された方のための 生活支援情報

第 18 号
平成 24 年 1 月 25 日
仙台市震災復興室

TEL 214・8579 FAX 268・4311
〒980-8671 仙台市青葉区国分町 3-7-1

国民健康保険・後期高齢者医療・介護 保険の保険料減免の手続きはお早めに

国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険では、
り災証明書で半壊以上の被害を受けた方を対象に、保
険料を減免しています。手続き期限は、後期高齢者医
療制度が3月30日まで、国民健康保険・介護保険が
4月2日までです。

また、半壊以上のり災判定を受けた方が、その住宅
を解体・撤去した場合は、手続きにより全壊と同様に
保険料が免除となることがあります。

なお、震災による医療機関窓口での一部負担金免除
の手続きも受け付けています。詳しくはお問い合わせ
ください。

問い合わせ 国民健康保険・後期高齢者医療制度は区
役所保険年金課、総合支所保健福祉課。介護保険は区
役所障害高齢課、総合支所保健福祉課（☎は下欄）

福島県内の指定市町村から避難して いる方はお届けください

原発避難者特例法により、福島県内の13の指定市町
村☎から仙台市に避難されている方は、住民票を移し
ていなくても、仙台市から次の行政サービスが受けら
れます。つきましては、ご自身の避難先に関する情報
を、区役所・宮城総合支所戸籍住民課、秋保総合支所
税務住民課にお届けください。また、お届けがお済み
の方で、各サービスの提供をご希望の方はお問い合わせ
ください。

☎福島県内の13の指定市町村

いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡
葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛

尾村、飯舘村

◆住民票を移していなくても受けられるサービス

- ・要介護認定等に関すること
- ・介護予防事業に関すること
- ・養護老人ホーム等への入所措置に関すること
- ・保育所入所・家庭保育福祉員事業に関すること
- ・定期予防接種、肝炎ウイルス検査に関すること
- ・市民健診に関すること
- ・妊婦健康診査、新生児訪問、乳幼児健康診査、育児
ヘルプ家庭訪問事業に関すること
- ・児童扶養手当・特別児童扶養手当に関すること
- ・特別障害者手当・障害児福祉手当に関すること
- ・障害福祉サービスの支給に関すること
- ・小・中学生の就学や就学援助に関すること

◆お届けの際には、申し出者が本人と確認できるもの (運転免許証など)をお持ちください

問い合わせ ご自身の避難先に関するお届けについ
ては区役所・宮城総合支所戸籍住民課、秋保総合支所税
務住民課（☎は下段）。受けられるサービスについては
被災者支援情報ダイヤル☎214・3805

市民健診の自己負担金を返還します

震災で、医療費一部負担金等免除相当の被害を受け
られた方は、市民健診の自己負担金が免除になります。
り災証明書の発行の遅れなどで、免除措置を受けられ
なかった方には、お支払いいただいた自己負担金を返
還します。手続き期限は3月31日までです。

申請書等は、区役所家庭健康課、総合支所保健福祉
課で配布しているほか、市ホームページからも取り出
せます。詳しくはお問い合わせください

問い合わせ 健康増進課☎214・8198

市役所・区役所などの電話番号

仙台市役所 ☎261・1111(代)	太白区役所 ☎247・1111(代)
青葉区役所 ☎225・7211(代)	泉区役所 ☎372・3111(代)
宮城野区役所 ☎291・2111(代)	宮城総合支所 ☎392・2111(代)
若林区役所 ☎282・1111(代)	秋保総合支所 ☎399・2111(代)

仙台市ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/>

仙台市携帯電話用ホームページ

<http://www.city.sendai.jp/m/>

市県民税非課税世帯の水道料金・下水道使用料の減免制度をご利用ください

仙台市内にお住まいの方は、世帯の生活状況等により、水道料金及び下水道使用料の基本料金相当額が減免となる場合があります。

◆減免対象＝次の①～③をすべてを満たす世帯。①世帯全員の市県民税が非課税である（震災による市県民税の減免適用は、非課税とは異なります）、②申請日現在、収入が少なく、著しく生活に困窮していると認められる、③他の世帯から経済的援助を受けていない
※生活保護世帯については別の取り扱いとなりますので、お問い合わせください

◆減免額（基本料金相当額）

1カ月分	口径13mm	口径20mm
水道料金	609円	1,312円
下水道使用料	738円	738円
合計	1,347円	2,050円

◆減免期間＝申請月の翌月から平成24年6月まで
※平成24年7月以降の減免については、6月にあらためて申請が必要です

◆受付場所

- ・市役所料金センター（市役所本庁舎1階）
- ・北料金センター（泉区役所東庁舎3階）
- ・南料金センター（水道局本庁舎（太白区南大野田29-1）1階）

◆提出書類

- ①減免申請書（上記受付場所で配布しているほか、水道局ホームページ<http://www.suidou.city.sendai.jp/>からも取り出せます）
- ②世帯全員の平成23年度非課税証明書（18歳以下の被扶養者は不要）

※世帯員以外の方が申請する場合には、「委任状」も必要です

問い合わせ 水道局南料金センター ☎304・0020

他の機関による支援情報

東日本大震災みやぎこども育英基金支援金・奨学金

震災で親を亡くした子どもたちが安定した生活を送り、希望する進路選択を実現できるよう、未就学児から大学生等まで、月額金と入学・卒業時の一時金を給付し、長期的・継続的に支援します。

◆月額金＝就学区分に依りて1～3万円

◆一時金＝入学時・卒業時に、区分に応じて10～60万円

問い合わせ 未就学児は宮城県子育て支援課☎211・2532、児童・生徒等は宮城県教育庁総務課☎211・3611

求職者支援制度

雇用保険を受給できない求職者の方に、職業訓練によるスキルアップを通じて、早期就職を目指していただくための制度です。

◆「求職者支援訓練」または「公共職業訓練」を受講できます。原則として受講料は無料、テキスト代は実費負担となります

◆訓練期間中及び訓練終了後も、ハローワークが積極的な就職支援を行います

◆収入、資産などの一定要件を満たす方には、訓練期間中、「職業訓練受講給付金」を支給します

◆制度の利用には各種要件があります。詳しくはお問い合わせください

問い合わせ ハローワーク仙台☎299・8811

全国一斉！法務局休日相談所

相続や土地を購入した場合の登記手続、会社の登記手続、戸籍や国籍に関する相談、供託に関する相談、仮設住宅でのトラブルなど人権の擁護に関する相談等について、法務局職員、公証人、人権擁護委員、司法書士、土地家屋調査士が相談に応じます。相談は無料です。秘密は厳守します。

◆日時＝2月12日(日)10:00～15:00

◆会場＝さくらの百貨店仙台店（青葉区中央1-9-33）

※このほか、イオンモール利府、イオン船岡店、イオン古川店、イオンモール石巻、イオンタウン佐沼、イオンタウン気仙沼、イオンモール名取でも開催

◆直接会場へお越しください

◆当日は専用フリーダイヤル☎0120-227-746でも相談を受け付けます

問い合わせ 仙台法務局民事行政調査官室☎225・5720

★「被災された方のための生活支援情報」の送付先の変更や、送付の停止については、仙台市震災復興室☎214・8579までご連絡ください。